

## 緊急事態宣言下での学校における教育活動について

保護者の皆様には、日々お子様の健康観察等、新型コロナウイルス感染症拡大防止に対して、きめ細やかなご協力を賜りありがとうございます。

さて、1月13日に緊急事態宣言が出されました。

今回の緊急事態宣言の期間においては、感染症対策を徹底して行っていく中で、下記のとおり、日々の教育活動は継続してまいりますので、お知らせいたします。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお今後、急遽変更等が必要な場合、別途連絡させていただきます。

### 1 通常の教育活動の実施について

- (1) 緊急事態宣言下においても、感染症対策の徹底を図り、教育活動を継続していきます。
- (2) 教育活動の工夫について  
感染症対策を講じてもなお、感染の可能性が高い密接するような学習活動については避け、工夫して学習内容を理解できるよう努めていきます。

### 2 基本的感染防止対策

- (1) 3密（密閉、密集、密接）が同時に重なる場を徹底的に避けるとともに1つ1つの条件が発生しないように配慮していきます。
  - ① 2方向の窓を同時に開け、常時換気を徹底します。常時換気が困難な場合は、こまめに（30分に1回以上）窓を全開にして換気をします。室温低下による健康被害が生じないよう防寒・保温のための衣服の着用について柔軟に対応します。
  - ② 教室内の座席配置等を工夫し、身体的距離の確保を行います。
  - ③ マスクの着用を徹底します。
- (2) 石けんによる手洗い、手指消毒を徹底します。
- (3) 給食時は、喫食時の会話を控えるとともに、喫食時以外はマスク着用を徹底します。
- (4) 児童生徒が利用する場所のうち、多数が手を触れる箇所は、1日1回以上、学校職員が消毒を行います。

### 3 登下校の工夫について

登下校時、児童生徒間の距離をとって密接とならないようマナー指導を行います。

### 4 学校行事等について

- (1) 密を回避できないような児童生徒が一堂に集まる行事やオープンスクール（授業参観等）は実施しません。
- (2) 校外での活動は中止または延期します。
- (3) 入学説明会を実施する場合は、多人数が集まって人が密集しないよう、児童生徒と保護者を別にしたり、分散して実施したりするなど対策を講じて行います。

## 5 部活動について

- (1) 十分な感染防止対策を実施したうえで以下のような感染リスクの高い活動を制限し、実施場所は原則、学校とします。また、活動時間は「三田市中学校部活動ガイドライン」に基づき、平日4日2時間以内、土日1日3時間以内とします。
  - ・生徒同士が組み合うことが主体となる活動
  - ・身体接触を伴う活動
  - ・大きな発声や激しい呼気を伴う活動
- (2) 大会、練習試合、合宿は行いません。ただし、すでに実施が予定されている大会への参加については、今後の開催の有無及び主催者の行う感染予防措置を確認し検討します。

## 6 家庭における健康管理等のお願い

- (1) 石けんと流水による手洗い、咳エチケット、外出時のマスクの着用など感染症予防を徹底してください。
- (2) 十分な睡眠、バランスのとれた食事、適度な運動を心がけ免疫力を高めてください。
- (3) 寒い環境でも換気と加湿（湿度40%以上を目安）を心がけ感染予防に努めてください。
- (4) 不要不急の外出は避けてください。
- (5) 学校から配布する健康観察カードに毎朝体温等の結果を記録し学校に提出してください。
- (6) 発熱等の風邪症状がみられるときは、自宅で休養してください。高熱や風邪症状が続く場合は、かかりつけ医に電話で相談した上で受診をしてください。また受診結果を学校に報告してください。
- (7) 学校にはマスクを着用して登校してください。
- (8) マスクが汚れた場合に交換できるよう、予備マスクを持参してください。
- (9) 常時換気を徹底しますので、防寒・保温のための衣服を準備してください。
- (10) 登校後、発熱など風邪症状がみられた場合は、原則早退とします。学校からの緊急の連絡やお迎えの連絡がありますので、必ず対応できるようにしてください。

## 7 次のような場合は、必ず学校に連絡し登校をさせないでください。（欠席扱いになりません。）

- (1) 児童生徒本人が、発熱等の風邪症状がある場合
- (2) 児童生徒本人が、新型コロナウイルス感染の疑いがあり自宅待機を指示された場合
- (3) 児童生徒本人が、濃厚接触者に特定された場合
- (4) 児童生徒本人が、新型コロナウイルスに感染していると診断された場合
- (5) 同居家族や身近な人が、発熱等の風邪症状がある場合
- (6) 同居家族や身近な人が、PCR検査を受ける場合
- (7) 同居家族や身近な人が、濃厚接触者に特定された場合

## 8 児童生徒・教職員に新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応について

- (1) 児童生徒及び教職員に新型コロナウイルス感染を確認した時には、宝塚健康福祉事務所と連携し、学校内における感染拡大の可能性について協議し、学校運営についての対応を決定します。
- (2) 宝塚健康福祉事務所と協議の結果、学校内で感染拡大の恐れがあり、臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖）をする場合には、必要な情報について保護者の皆さまにお知らせします。
- (3) 宝塚健康福祉事務所と協議の結果、学校内で感染拡大の可能性がなく、臨時休業の必要がないと判断した場合には、通常通り授業を行います。

## 9 心のケアに関すること

### (1) 教育相談の充実

児童生徒が、健康面や学習面でストレス、不安を抱えている場合は、学校にご相談ください。学級担任や養護教諭を中心としたきめ細かな観察を行い、児童生徒の状況の把握に努め、スクールカウンセラー等による支援も行ってまいります。

### (2) 新型コロナウイルス感染症に係る人権について学ぶ機会の充実

道徳教育を充実させ、あらゆる教育活動において、新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見が生じることがないように学びを進めます。